



2023年3月9日(No. 5)

## 選手とチームからみた契約

弁護士 金子 圭子 / 弁護士 加納 さやか / 弁護士 宮本 康平



### Contents

- I. 選手から見て、チームとの契約はどうあるべきか
- II. その他のベネフィット

## I. 選手から見て、チームとの契約はどうあるべきか

まずもって、その選手に「何を求めるか」の具体化が重要である。期待する「働き」「成果」をどのように言語化し、確保するか、また純粹な「ゲームの戦績」だけではなく、集客力のある選手の場合、戦績以外の「役割」（たとえば、スポンサー活動やチームの広報活動への協力又はメディア出演等）を確約してもらうことも考えられる。

そして、チームから見て重要なのは、当然ながら「報酬」である。どのような報酬を、どのような成果に応じて支払うか。これは、安く上げられればよいというものではない。能力の高い選手に対して、あまりにも不釣り合いな規定とすると、選手が当該チームからの離脱を希望するようになり、選手とチームとの間で友好的継続性のある関係は築けない。なお、選手との契約を「雇用」と位置付ける場合には、労働法規に基づく制限を受け、一方「請負」と位置付ける場合には下請法や今後制定されるいわゆるフリーランス保護新法による規制に従う必要がある場合があり、別途考慮が必要である。

国内及び海外において次々と競争力のあるeスポーツチームが誕生し、選手だけではなくチーム間でも競争が発生している現状からすると、チーム側は能力の高い選手を確保するため、選手との間の契約内容について合理的な条件を設定することを検討すべきである。

## II. その他のベネフィット

また、「付随条件」として、戦績に到達するための道筋についても規定をおくこともある。たとえば、特定の大会への出場義務、練習時間、コーチング等についての規定である。そのほか、人気選手及びコンテンツクリエイターについては、当該選手らが自らのチャンネルにおいて行うゲームプレイ配信等についての権利義務(特に、配信等から選手が得る収益についての、選手とチームとの間の分配割合)を定めることもある。

さらに、法的観点から極めて重要なのが、契約期間の規定と、解除権である。契約期間の満了や解除によって、チームは当該選手に対する義務を負わなくなると同時に、権利も失うこととなる。よって、そこをどのような設定とするか、どのような場合には解除をしたいかどうかを検討する必要がある。たとえば年間を通じて公式リーグ又はトーナメントが開催されるゲームタイトルについては、契約期間を1年とし、1年ごとに更新の有無を協議する規定を入れることなどが考えられる。昨今は、選手が不祥事等を起こした場合についてどう規定するかが問題となりやすい。残念ながら、想定よりも早く選手との関係を解消したほうがよい場面もありうる一方、炎上を過度に重く捉えての解除は双方失うもの大きいこともある。

個別具体的には、色々な規定がありうるが、どのようなゲームタイトル・選手を念頭に置くか及びチーム運営の方針によって、規定すべき事項、規定すべきではない事項が異なってくる。よって、個別性が高いとしかいいようがないが、昨今は、選手とチームとの間の契約件数が増えてきていることから、規定されることの多い規定といったものの標準化が進んでいる側面もある(まだまだ、標準化とは言い難いのが実態ではあるが・・・)。とはいえ、特定の選手との契約について検討される場合には、何を求め何を与えるのか、何を禁止したいのか、どういう場合には関係を解消したいのかなどを整理してみることをお勧めする。

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者等は、以下のとおりです。  
弁護士 加納 さやか([sayaka.kano@amt-law.com](mailto:sayaka.kano@amt-law.com))  
弁護士 宮本 康平([kohei.miyamoto@amt-law.com](mailto:kohei.miyamoto@amt-law.com))  
プラクティスグループアドレス [pg\\_glhf@amt-law.com](mailto:pg_glhf@amt-law.com)
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。
  - e SPORTS & GAME INDUSTRY NEWSLETTER 発行責任者  
弁護士 金子圭子、齋藤宏一、長瀬威志、城山康文

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)